

特殊勤務手当 改善闘争特集



経済支部ニュース第10号
2019年1月24日発行
発行責任者 野地喜徳
編集責任者 斉藤修二
都庁職経済支部
TEL 03-5320-7411
〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1

都庁職特殊勤務手当改善闘争が妥結

特殊勤務手当については、おおむね3年毎に改定交渉を実施しています。このため、都庁職は昨年7月に「特殊勤務手当改善闘争に臨む都庁職の対応方針」を確認し闘争を開始しました。当局は、昨年7月5日の大委員会交渉で、手当の必要性を個別に検証することとし、特に一律的に支給されている手当について、他団体の状況や類似業務との比較を踏まえつつ、支給範囲や水準の見直しを行うとの「特殊勤務手当の見直しについての考え方」を示し、7月18日の交渉で「特殊勤務手当の見直しについて～具体的な検証対象手当～」として4手当を示してきました。都庁職は、各職場の要求に基づき可能な限り幅広く現場調査を行うことを当局に確認させ、中央都税事務所等5か所の労使合同現場調査と都庁職独自の食肉市場の現場調査を実施してきました。都庁職は、各職場からの要求を集約した「特殊勤務手当の改善に関する要求書」を当局に提出し、具体的な交渉を進めてきました。

1月11日の交渉で当局は、「特殊勤務手当の見直しについて（案）」として、①危険現場作業手当区分（7）の廃止、②税務事務特別手当の支給範囲の縮小と減額、③職業訓練指導員手当は全廃、などの内容の不当な提案を行ってきました。都庁職は、即時に提案の撤回と再考を求めつつ、税務事務特別手当については、出張をした場合にのみ手当が支給されることに限定する提案をしたことは、賦課徴収業務は一体のものであるという業務実態を無視するものであること、職業訓練指導員手当については、産業教育手当の支給状況を踏まえた経緯を尊重することや職業訓練指導の業務は他の行政分野の業務と類似するものでは無いこと等反論を行ってきました。1月15日の交渉では、当局から『「特殊勤務手当改善に対する要求書」に対する現時点での考え方』が示され、一方的にこの提案を押し付ける強硬な姿勢を示してきました。都庁職は、3年前の交渉経緯を踏まえ改めて提案撤回を求める、直ちに全面的な反論を行いました。このため労使の主張はかみ合わず、議論は平行線をたどり交渉は進まなくなりました。こうした状況を打開するため、都庁職は1月18日に総務局要請行動を実施し、不当提案の撤回と要求への真摯な検討を求め、早急に都庁職要求に回答することを迫りました。当局は「厳しいご意見を頂き、要求事項について強い要請があった。現場の切実な声を受け止め、持ち帰って検討する」と発言し、1月21日の交渉で修正案が示されましたが、その内容は①税務事務特別手当については当初提案の支給範囲は変えず、手当額を増額修正する、②職業訓練指導員手当については全廃の当初提案から、支給範囲を実技の訓練業務に限定し支給額を引下げる案に修正する、というものでした。この修正は、これまでの交渉や各支部からの要請を踏まえたものとは到底言えず、都庁職要求へはゼロ回答であり、修正案は到底受け入れられないことを表明するとともに、都庁職要求に対する再検討の結果を示す事を求めました。

1月23日の交渉で、再検討した結果として裏面のような「特殊勤務手当の見直しについて」（最終案）が提示され、同日開催された都庁職拡大闘争委員会での最終案について検討した結果、不満の残る内容であるものの一定程度修正させたということで、この内容で妥結することが確認されました。この結果、2019年4月1日よりこの最終案のとおり改正されることとなります。裏面にない手当については現行どおりです。

経済支部に関連する内容として、船員勤務手当について、A海区B海区に区分され手当支給額が違っていたものが区分が統合されて旧B海区の手当となりました。また、小笠原業務手当も引き続き3年間の時限の延長がされました。

(別 紙)

特殊勤務手当改正内容 (最終案)

手 当 の 種 別	区 分 (主な支給対象業務)	現 行 単 位 金額(円)	改正案	備 考
2 危険現場等作業手当	(7) 築地市場に所属する巡視が、交通整理の業務に従事	日額 100	廃 止	
5 と漁船水作業等業務手当	(3) 食肉市場に所属する食肉処理職員が、と畜殺体作業に従事又は食肉市場に所属する、般技能職員が、これに伴うと畜衛生業務に従事	日額 1,200	支給額の見直し	○ 支給額：1,300円
7 船員勤務手当	船舶に、常時、乗船勤務する職員が、当該勤務に従事 (1) A 地区 船長等 日額 2,120 その他の船員 日額 1,740 (2) B 地区 船長等 日額 2,610 その他の船員 日額 2,230		区分統合 支給額の見直し	○ 支給範囲 A 地区及びB地区を統合 ○ 支給額 船長等 2,610円 その他の船員 2,230円
9 税務事務特別手当	(1) 主税局に所属する職員 ア 本庁、都税務事務所等に所属する職員が、賦課徴収業務に従事した場合 調査、整理部門の業務に従事 イ 都税務事務所等に所属する職員で 調査、整理部門以外の業務に従事 ウ 臨時的特許者対応職員 (上記ア及びイ以外) (2) 支庁に所属する職員	日額 640 日額 540 日額 540 日額 360	区分統合 支給額の見直し 据 置	○ 支給範囲 本庁、都税務事務所等に所属する職員が、賦課徴収業務に従事した場合 ○ 支給額 440円 (庁舎外で行う場合は640円) ※勤務1時間当たりの手当額の算出基礎は440円
10 職業訓練指導員手当	職業訓練指導員が、訓練生の訓練業務に従事	日額 660	支給範囲の見直し	○ 支給範囲：学習及び実技の訓練業務に限定 (訓練生への生活指導、就職指導、訓練に付随する業務を除く) ※従前別表の除外規定を削除 ○ 支給額：据置
13 小笠原業務手当	(1) 小笠原諸島の公務が所掌する業務 (行(一)3級以上、行(二)4級、医(一)、医(二)3級以上、医(三)3級以上) 父島 ア 採用前小笠原以外居住 " イ 上記ア以外 母島 ア 日額 510 " イ 日額 410 " イ 日額 700 (2) (行(一)2級以下、行(二)3級以下、医(二)2級以下、医(三)2級以下) 父島 ア 日額 410 " イ 日額 300 母島 ア 日額 600 " イ 日額 490		時限期間の延長	○ 期限を平成31年3月31日から平成34年(2022年)3月31日まで延長

会計年度任用職員学習会

【日時】2019年2月1日(金曜日)

19時～

【場所】都庁第二本庁舎都庁職会議室

【講師】都労連副委員長 掛川さん

職場からの多くの参加をお待ちしております。参加希望は分会役員または支部までお願いします。